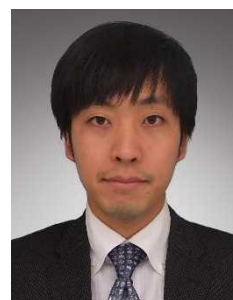


ミャンマーにおける 産業財産権権利化費用

秋山国際特許商標事務所
(元ジェトロ・バンコク事務所)

石川勇介
(日本弁理士)



石川氏は、大手医療機器メーカーの研究・開発部門勤務後、弁理士資格を取得して秋山国際特許商標事務所に入所。その後、弁理士会を通じて日本貿易振興機構（ジェトロ）に出向し、ジェトロ・バンコク事務所に約1年6か月間駐在。主に東南アジアでの知財制度に関する情報の調査・広報、日本企業の模倣品対策を中心とする知財活動の支援を行う。2018年4月より帰国し、同事務所にて勤務。

ミャンマーでは、現状、近代的な知的財産制度が存在しない。詳しく述べると、著作権法については1914年著作権法が現在も効力を有しているものの、有効に機能しているとは言い難い状況である。

一方で、コモンローに基づく商標の保護が存在し、商標についての権利を保有していることの一応の証拠として、(1) 登録法 (Registration Act) に基づいて農業灌漑省土地記録局の権利・保証登録官室に対し「商標の所有者宣言」の申請を行い、当該商標を登録することが認められている。登録法に基づく商標登録を行った場合であっても、政府機関による商標公報は発行されないため、実務的には、(2) 商標登録を行った者が自ら現地新聞において登録商標の所有者である旨の「警告通知」を掲載する方法が確立されている（実務上は、数年毎に「警告通知」を新聞掲載し、登録商標を公衆に認知させる手段が取られている）。その上で(3) 登録商標を実際に使用していることが商標の保護の要件とされている。

上記要件が満たされれば、登録商標を不正に使用する者に対して、特定救済法に基づく損害賠償請求や差止め請求、刑法に基づく刑事処罰、海上関税法に基づく水際差止めなどの救済措置を求めることができる。

そこで、本稿では、1) 「登記法に基づく商標の保護」にかかる費用、2) 費用に関する補足事項、3) 知財対応可能なミャンマー代理人事務所についてご紹介することとする。

なお、2019年1月に大統領署名を経て商標法案、意匠法案が法案成立に至っているものの、手続の詳細や必要な出願書類、費用についてはまだ開示されていない。

1) 登記法に基づく商標の保護にかかる費用

上記商標の保護にかかる主要な費用の算出については、複数のミャンマー代理人事務所からヒアリングを行う形で調査した。なお、税金および雑費は含まれていないこと、代理人費用については追加質問や追加作業によって追加報酬が発生する可能性があること、代理人弁護士が法廷弁護士（Advocate）、上級弁護士（Higher Grade Pleader）であるかによっても代理人費用が異なることに留意されたい。

※法廷弁護士（Advocate）：いずれの裁判所においても訴訟活動を行うことができ、かつ、1年毎の弁護士ライセンスの更新手続を特に行う必要はない

※上級弁護士（Higher Grade Pleader）：地方裁判所（Township Court および District Court）でのみ訴訟活動を行うことができ、かつ、1年毎に弁護士ライセンスの更新手続を行う必要がある。

1) -1 標準費用

※米国ドル（US\$）

| | 当局への費用など (公証費用を含む) | 代理人費用 |
|---|-----------------------|-----------|
| 「商標の所有者宣言」の登録 (Acquiring registration of declaration of ownership per mark) | 100 - 250 | 100 - 250 |
| 「警告通知」の新聞掲載 (Publication of cautionary notice) | 100 - 500 | 70 - 400 |

1) -2 オプション費用

※米国ドル (US\$)

| | 当局への費用など (公証費用を含む) | 代理人費用 |
|--|-----------------------|-----------|
| 商標調査 (Trademark search) | — | 100 - 250 |
| 商標のリニューアル (Renewal of per mark) | 100 - 250 | 100 - 250 |
| 商標の所有者の変更における申請 (Filing application of change of ownership per mark) | 100 - 250 | 100 - 150 |

2) 費用に関する補足事項

「商標の所有者宣言」の登録においては、商標毎に1枚の所有者宣言書を使用して申請する必要がある。代理人事務所の大半において1商標毎の費用設定がなされており、商標の区分数に依らない費用設定がなされている（商標の区分数が比較的多い場合には、追加費用を設定している事務所もある）。

以前は、「商標の所有者宣言」の申請において申請者の署名があれば足りていたところ、現在では「商標の所有者宣言」の有効性を高めるべく、公証人立ち合いのもとで署名し、ミャンマー大使館（ミャンマー領事館）において領事認証を受けた所有権宣言書の委任状が必要とされている。そのため、当局への費用などが割高となっている。

「商標の所有者宣言」の申請（願書の提出）から登録（登録証の受領）まで概ね1か月～2か月程度を要する。

「警告通知」の新聞掲載についての費用は、あくまで目安であって、掲載したい新聞の種類（例えば、English Daily Newspaper、English Weekly Newspaper、Myanmar Daily Newspaper、Myanmar Daily Evening Newspaper）、必要とされるスペースの大きさに依存する。

「商標調査」について、依頼してから概ね1週間～3週間程度で調査報告が得られる。なお、ミャンマーでは公式な商標データベースは存在せず、各代理人事務所で過去の新聞を保管して置くなど、独自のデータベースを構築しているケースが多い。

「商標調査」について、代理人事務所によっては、オプション業務ではなく標準業務として取り扱っている事務所もある。

ミャンマー代理人事務所に正式に依頼してから、実際に「商標の所有者宣言」の登録（登録証の受領）、「警告通知」の新聞掲載を終えるまで概ね3か月～6か月程度要する。

3) 知財対応可能なミャンマー代理人事務所

日本貿易振興機構（ジェトロ）の下記ウェブサイトでは、知的財産関連の案件を取り扱っているミャンマー代理人事務所のリストを毎年アップデートして掲載しているため、ミャンマー代理人事務所の選定にあたってご参考にされたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/lawfirm.html>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）